



日刊 労千葉

94.6.30 No.4017

JR総連便遇人事じ団交(6/20)

その場面で「基準」限りの有無

既報のとおり、千葉支社当局は、五月十八日付で士職七名の異動を行なった。今回の異動は、J.R.総連の組合員を中心としたときには、「一切考慮される」とのなかつた「通勤距離」や「希望」どおりの異動であった。さらには、動労千葉組合員の配転にあたって、当局自身が主張した「職場の活性化のために、5年以上在席している者は異動する」「基本的な考え方として、職場の活性化のために、在席年限の永い者から異動を行なう」という「基準」すら一切覆し、今回の異動の対象となつた。

人事まで組合差別

この申し入れに関する団体交渉は、六月二〇日に行なわれたが、そこでの回答は、断じて容認することのできぬものであつた。例えば次のとおりである。

組 銚子と千葉転の差し替え人事は、どのような基準で行なつたのか。

当 銚子運転区は、この間士職の養成区としての位置づけをもつことになつたので、新任の運転士を養成できる者を異動させた。

組 元談ではない。動労千葉の組合員で指導運転士に指定されいるものが一人でもいるのか。いるなら具体的に言つて

のは、昨年三月に運転士になつたばかりの二名をはじめ、ほとんどが在席期間の短い者ばかりであった。

結局千葉支社は、一枚舌・三枚舌を使って、動労千葉の組合員は通勤距離等を無視して強制配転し、J.R.総連の組合員は、通勤距離や希望どおりの配転を行なうという露骨な差別を行なつてゐるのである。

本部は、こうした事態に対し、「異動の毎に恣意的な基準を立て、人事を組合差別に利用するが」とき労務政策は、断じて認めないと申し入れを行なつた。

当 士職の養成は車掌からというコースになつてるので、車掌経験者を異動させた。すぐ見習いを指導できるか、どうか。言つてはいるが、将来的に考へて、車掌の養成は車掌からといふことよりも、将来的に考えている。

組 言つてはいることが何ひとつない。車掌を経験していれば、見習いがきたときに相談にのることもできるという意味だ。

組 習志野から千葉転に異動した者のうち二名は、士職になつてわずか一年しか経っていない者ではないか。この間当局自身が主張してきた基準とは全く相反するものだ。一体どういうことか。

当 受け入れ側の職場の活性化を考え、車掌経験者で若い者を選んだ。千葉転も将来的に

7/3 北富士闘争
千葉労組交

7/10 地引網
結大会